

○開発許可等の基準及び手続きに関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>(開発行為)</p> <p>第2条 法第29条第1項の許可を要する開発行為(以下単に「開発行為」という。)とは、主として建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に定める建築物をいう。以下同じ。)の建築(建築基準法第2条第13号に規定する行為をいう。以下同じ。)又は特定工作物(法第4条第11項に定めるものをいう。以下同じ。)の建設の用に供する目的で行う次の行為をいう。</p> <p><u>(1) 区画を変更するもので規則で定めるもの</u></p> <p><u>(2) 30センチメートル以上の切土又は盛土(規則で定めるものを除く。)を行うもの</u></p> <p><u>(3) 農地等宅地以外の土地を宅地とするもので規則で定めるもの</u></p> <p>(一体的な土地利用行為区域)</p> <p>第2条の3 従前から一体的に利用されている土地、同一の者が所有している土地又は土地利用行為を行う土地と隣接する土地における次に掲げる行為(規則で定めるものを除く。)は、全体として一体的な土地利用又は一体的な造成を行う行為とみなし、当該行為を行う区域を一の区域とみなすものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(開発行為)</p> <p>第2条 法第29条第1項の許可を要する開発行為(以下単に「開発行為」という。)とは、主として建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に定める建築物をいう。以下同じ。)の建築(建築基準法第2条第13号に規定する行為をいう。以下同じ。)又は特定工作物(法第4条第11項に定めるものをいう。以下同じ。)の建設の用に供する目的で行う次の行為をいう。</p> <p><u>(1) 建築物の敷地、特定工作物の敷地又は一団の土地(一の建築物の敷地であったなど、一体的に利用されている土地又は所有者が同一の土地を含む。)を分割し、又は統合するもの(規則で定めるものを除く。)</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる行為により土地の形を変更するもの(規則で定めるものを除く。)</u></p> <p><u>ア 高さが2メートルを超える切土又は高さが1メートルを超える盛土を行うもの</u></p> <p><u>イ 一体的な切土及び盛土で、高さが2メートルを超えるもの</u></p> <p><u>ウ ア及びイのいずれにも該当しないもので、切土若しくは盛土又は一体的な切土及び盛土を行う土地の面積の合計が500平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>(3) 農地等宅地以外の土地を宅地とするもの(規則で定めるものを除く。)</u></p> <p>(一体的な土地利用行為区域)</p> <p>第2条の3 従前から一体的に利用されている土地、同一の者が所有している土地又は土地利用行為を行う土地と隣接する土地における次に掲げる行為(規則で定めるものを除く。)は、全体として一体的な土地利用又は一体的な造成を行う行為とみなし、当該行為を行う区域を一の区域とみなすものとする。</p> <p>(中略)</p>

<p>(2) 法第29条第1項の許可を受け、<u>法第33条第1項第2号に規定する道路(以下「開発道路」という。)</u>を新たに設置する行為と同時に又は連続して行う前号アからウまでに掲げる行為</p>	<p>(2) 法第29条第1項の許可を受ける行為と同時に又は連続して行う前号アからウまでに掲げる行為</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際、現に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可がなされ、又はその申請が行われている開発行為については、なお従前の例による。</u></p>